

経理部門の基本有用情報  
**今月の経理情報**

今回のテーマ： 年内に確認・検討すべき事項～個人編～

2021年分の個人確定申告にあたり、年内に確認・検討すべき事項はつぎのとおりです。

**知っておきたい税制**

項目		内容	要件・必要書類等	
所得税	上場株式等	上場株式等の譲渡損を上場株式の配当と相殺可、相殺後の損失を3年間繰越可	<要件>確定申告時に分離課税を選択	
	寄付金控除 (ふるさと納税)	①所得税 (寄付金額・所得金額×40%の少ない額)－2千円 ⇒所得から控除 ②住民税 (寄付金額－2千円)×10% ⇒税額から控除	<要件>確定申告(給与所得者は申告不要のワンストップ特例を選択できる場合あり) <必要書類>寄付金受領書 <注意>住民税控除は翌年(2022年)	
贈与税	暦年課税	110万円(基礎控除)までの財産贈与は無税 (贈与財産の価額－110万円)×税率	110万円までなら申告不要 ※20歳以上(1/1現在)の受贈者が、直系尊属から贈与を受けた場合は特例税率適用	
	相続時精算課税	2,500万円までの財産贈与は贈与時に課税せず相続発生時に相続税を課税(2,500万円超過分は20%の一定税率課税)	<要件>60歳以上(1/1現在)の直系尊属から20歳以上(1/1現在)の受贈者が受けた贈与 <注意>選択撤回不能、贈与时点の時価で相続税課税	
	非課税	住宅取得等資金贈与	直系尊属から受けた住宅取得等目的の金銭贈与のうち1,000万円(省エネ住宅等は1,500万円)が非課税	<要件>受贈者:20歳以上(1/1現在)、合計所得金額≤2,000万円ほか <注意>個人間で中古住宅を売買するような場合は500万円(省エネ住宅等は1,000万円)が非課税
		教育資金一括贈与	直系尊属から受けた教育資金の一括贈与のうち1,500万円(塾等は500万円)は非課税	<要件>金融機関で契約、受贈者:30歳未満(贈与时現在) ※原則、30歳到達時の未使用額に課税
	結婚子育て資金一括贈与	直系尊属から受けた結婚子育て資金の一括贈与のうち1,000万円(結婚費用は300万円)は非課税	<要件>金融機関で契約、受贈者:20歳以上50歳未満(贈与时現在) ※50歳到達時の未使用額に課税	
消費税	課税事業者選択届出書 (選択不適用届出書)	免税事業者が課税事業者になることを選択する場合の手続き(選択をやめようとする場合の手続き)	<要件>12月31日までに届出書を税務署に提出	
	簡易課税制度選択届出書 (選択不適用届出書)	簡易課税制度を選択しようとする場合の手続き(やめようとする場合の手続き)	<要件>12月31日までに届出書を税務署に提出	

**お見逃しなく！**

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる民法改正に伴い、暦年課税の特例贈与及び相続時精算課税の適用も贈与年の1月1日現在において18歳以上の受贈者が対象となります。これは2022年4月1日以降の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。